

令和8年度

杉戸町独自の介護保険料減免制度

杉戸町では、65歳以上の方のご負担をより軽減するため、収入の少ない方などを対象とした独自の減免制度を実施しています。



介護保険は、40歳以上のすべての方が納める保険料と公費（税金）を財源として、介護の必要な方を社会全体で支える制度です。

お問い合わせは

杉戸町役場 高齢介護課 介護保険担当

電話 0480-33-1111 内線 315または316

〒345-8502 杉戸町清地2丁目9番29号（第1庁舎1階）

☆ 申請のできる方と減免の内容 ☆

収入の少ない方

1. 所得段階が、第1段階（生活保護受給者を除く）の方で、課税年金収入と合計所得金額の合計が60万円以下の方

【減免の内容】申請日以降に納期を迎える保険料を2分の1に軽減します。

2. 所得段階が、第2段階の方

【減免の内容】申請日以降に納期を迎える保険料を第1段階と同額に軽減します。

■ 要件（次のすべてに該当する方）

- ① 住民税課税者と生計を共にしていない。
- ② 住民税課税者から税法上の扶養を受けていない。
- ③ 健康保険などの医療保険の被扶養者となっていない。
- ④ 自宅を除き活用できる資産がない。
- ⑤ 預貯金額が300万円以下である。

※ 今後の要領改正等により、内容の一部が変更になる場合があります。

■ 申請の時にご持参いただくもの

- ① 預貯金通帳（年金振込先口座など申請者ご本人名義のものすべて、記帳済のもの）
- ② 医療被保険者証（国民健康保険、後期高齢者医療保険、協会けんぽ・組合健保など）

退所、退院などの見込みのない方

3. 刑務所などに収監され、保険給付が受けられない方の保険料を所得段階にかかわらず全額免除します。

4. 現在、介護保険が適用されない精神科病院等施設に、6か月以上入院（または入所）していて、退院の見込みがない方の保険料を所得段階にかかわらず全額免除します。

■ 申請の時にご持参いただくもの

- ① 入院（所）中もしくは収監中であることが証明できる書類（入院の場合は直近6か月分の領収書）
- ② 診断書（退院の見込みがないことが記載されているもの。前年度に同様の理由で申請している方は前年度の診断書原本をお持ちください。）

☆ 申請の方法 ☆

● 申請の場所 杉戸町役場（第1庁舎1階） 高齢介護課 介護保険担当窓口

● 自動更新ではありません。
減免を受けるためには、毎年度、申請が必要になります。
前年度に申請をされた方でも、あらたに申請が必要となりますのでご注意ください。

● 申請期日と減免対象の保険料
普通徴収の各納期限の7日前までに申請された場合、その納期限の月以降の保険料を減免の対象とします。

◎ 減免を受けようとする申請締め切り日

期別	締め切り日	期別	締め切り日
第1期	令和 8 年 7 月 24 日	第5期	令和 8 年 11 月 20 日
第2期	令和 8 年 8 月 24 日	第6期	令和 8 年 12 月 18 日
第3期	令和 8 年 9 月 18 日	第7期	令和 9 年 1 月 25 日
第4期	令和 8 年 10 月 26 日	第8期	令和 9 年 2 月 22 日

※ 減免の対象となるのは、申請日以降に納期を迎える保険です。
※ 特別徴収の方の場合は、締め切りが異なりますので、担当までお問い合わせください。

令和 8 年度の介護保険料（参考）

保険料の基準額 62,500円（年額）

所得段階	対象者	割合	年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が82.65万円以下の方	基準額×0.285	17,800円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が82.65万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.435	27,200円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.685	42,800円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が82.65万円以下の方	基準額×0.90	56,200円
第5段階（基準額）	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が82.65万円を超える方	基準額×1.00	62,500円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	75,000円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	81,200円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	93,700円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	106,200円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	118,700円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	131,200円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	143,700円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40	149,900円

※ 基準割合は変更となる場合があります。
※ 令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が10万円に引き上げられましたが、介護保険制度の安全運営のため令和8年度の介護保険料算定においては、合計所得金額及び住民税課税・非課税の判定について調整を行います。このため、住民税非課税でも課税扱いとなる場合があります。

☆ お願い ☆

◎ 介護保険料の減免制度について

介護保険料の減免制度については、杉戸町介護保険条例、杉戸町介護保険条例施行規則、杉戸町介護保険料徴収猶予及び減免事務取扱要領に基づき、杉戸町が独自に実施する制度です。

◎ 減免承認後の取り消しについて

年度途中で、保険料の所得段階が変更となった場合、また、扶養や資産などの要件にあてはまらなくなった場合には、減免を取り消すことになります。この場合、減免する前の年額保険料をお納めいただくことになります。

退所（院）などの見込みのない方が、退所（院）した場合には、その月から減免する前の年額保険料をお納めいただくことになります。

◎ 虚偽の申し出があった場合

杉戸町では、独自の減免制度を皆様にご利用いただくため、申請書に添えていただく書類の提出、あるいは、照会により、要件等を確認させていただいております。これらの書類が未提出の場合、確認審査ができず、減免の対象に至らない場合があります。

また、申請内容やご提出の書類に虚偽があった場合には、杉戸町介護保険条例第15条の規定に基づき、過料が科せられることがあります。